

## 指定障害福祉サービス事業者の指定取消について

平成31年3月27日(水)

<本件連絡先>  
泉南市 健康福祉部 広域福祉課  
障害事業者担当  
電 話 072-493-2023  
FAX 072-462-7780

標記のことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 対象事業者

- (1) 名 称 株式会社あじさい
- (2) 代表者 代表取締役 福山 志賀恵
- (3) 所在地 大阪府泉南市新家1090番地

#### 2 対象事業所

- (1) 名 称 あじさいケアサービス
- (2) 所在地 大阪府泉南市新家1090番地
- (3) 事業所番号 2715600397
- (4) サービス種類 居宅介護 (平成25年4月1日指定)  
重度訪問介護 (平成25年4月1日指定)

- 3 指定の取消年月日 平成31年3月31日  
(処分通知日：平成31年3月27日)

#### 4 指定取消の理由（法第50条第1項第9号該当）

当該事業所の監査を実施した結果、居宅介護及び重度訪問介護の障害福祉サービスと一体的にサービス提供を行うことができる介護保険サービスの訪問介護において不正が認められ、介護保険法に違反したため。

#### 5 事業者に対する経済上の措置

なし